

后四時職工林慶次郎外五十一名ニ對シ事業不振ノ事情ヲ述ベ解
 雇スル旨言渡シタルガ同工場職工中悉カニ全協系日本金屬労働
 組合東京支部ニ加盟セルモノアリテ即日別添ノ如キ爭議日報一
 紙ヲ印刷シ全職工ニ配布シストライヤノ煽動ニ努カシツ、アル
 ガ目下表面動搖ナキ又退職午當其他ニ付キ紛争スベキ情勢ニア
 耳

解雇職工中最高午當額ハ二百×拾五アル四拾錢、最低五十アル四拾
 錢ニシテ會社ニ於テハ最ニ解雇(本年四月六月ノ二回ニ三十五名)
 セル者ニ對シテハ特別午當トシテ一人平均五圓ヲ給與セルニ依
 リ後日職工ノ要求アル場合前例ニ依リ特別午當支給ノ意向ナリ
 右及申(通)報候也

5. 8. 13
 昭和五年八月八日

昭和五年八月八日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官 殿
 各廳 府縣長官 殿

北海道 京師 大阪 神奈川
 各府 支庁 知事 同

共立電機株式會社労働爭議ニ関スル件 (第一報發生)

要旨 1) 事業不振ノ夕メ八月一日職工五十二名ニ解雇通知ヲ發ス

2) 被解雇者ハ爭議因本部ヲ設ケ金員復役ノ交渉ヲ試ミ之ヲ拒絶セル
 ヲ解雇手當並ニ勤続手當ヲ給與シ要請ニ目下交渉中

3) 全協日本金屬労働組合之ヲ右後ニ爭議日報ヲ發行ス

標記會社ニ於テ事業不振ノ結果職工五十二名ヲ解雇セルハ既報
 ノ通ナルカ其後被解雇者等ハ爭議因本部ヲ設ケ解雇手當増額其